

## 6月1日～7日は水道週間です 「おいしいな だいじなお水 ごくごくり」

私たちの生活に「水」は欠かせません。蛇口を開ければ当たり前のように出てくる水。

6月1日～7日は水道週間です。この機会に、水について、あらためて考えてみましょう。

### 節水をしましょう

- ▷洗車に使う水はバケツにくむ
- ▷食器洗いは、ため洗いをする
- ▷シャワーは小まめに止める
- ▷風呂の残り湯を利用する
- ▷トイレの洗浄レバーは「大」「小」を使い分ける



**問** 水道課（内線125）

## ごみは燃やさないで 野焼きは禁止されています

野焼きの際に発生する臭いや煙により「洗濯物が干せない」などの苦情が多く寄せられています。廃棄物(ごみ)を野外で燃やす「野焼き」は、法律により、禁止されています。

一部の例外規定はありますが、ごみは燃やさず、指定された集積所に出すか環境センターまで直接持ち込んでください。



### 野焼き禁止の例外規定（抜粋）

- ▷農林業を営む上で発生する、刈り草などの焼却
- ▷落ち葉たきなど、日常生活における軽微な焼却
- ▷どんど焼きなど、風俗習慣上の行事における焼却

上記の場合でも、近所の方から苦情が出るなど生活環境上支障がある場合は、指導の対象になります。風向きや時間帯に注意するなどの最低限のマナーを守りましょう。

**問** 環境課（内線252）

## 介護保険サービスの利用者負担額の減額

### ■施設利用者の負担額の減額

介護保険施設に入所している方およびショートステイを利用している方で、次の要件を満たす方は、居住費および食費の利用者負担額の減額が受けられます。

該当する方は、高齢介護課で「介護保険負担限度額認定証」の交付を受け、サービス事業者に提示してください。

#### 対象となる方

次のいずれかに該当する方

- ▷市民税非課税世帯（利用者本人および家族全員が市民税非課税）の方
- ▷生活保護世帯の方



### ■社会福祉法人等利用者負担額の減額

社会福祉法人などの利用者負担減免措置実施事業所(市内では、とき陶生苑・ドリーム陶都・市社会福祉協議会)が行う介護保険サービスを利用している方の、利用者負担額の4分の1を減額します。

#### 対象となる方

- ▷市民税非課税世帯の方で、次の全てに該当する方
- ▷非課税収入および仕送りなどを含む年間収入が、単身世帯で150万円(世帯員が1人増すごとに50万円加算した額)以下であること
- ▷有価証券および預貯金などの合計額が、単身世帯で350万円(世帯員が1人増すごとに100万円加算した額)以下であること
- ▷日常生活のために必要な資産以外に活用できる資産がないこと
- ▷負担能力のある親族などに扶養されていないこと
- ▷介護保険料を滞納していないこと

**問** 高齢介護課（内線157）